

富士川町箱原地区農業集落排水事業経営戦略

平成 29 年度～平成 38 年度

平成 29 年 3 月

富士川町

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 経営戦略について..... | 3 |
| 1. 経営戦略策定の趣旨..... | 3 |
| 2. 経営戦略の概要..... | 3 |
| 第2章 箱原地区農業集落排水事業の現状と課題..... | 3 |
| 1. 事業の現状..... | 3 |
| (1) 事業概要..... | 3 |
| (2) 事業対象地域の概要..... | 5 |
| (3) 経営分析..... | 6 |
| 2. 事業の課題..... | 8 |
| 第3章 経営の基本方針..... | 8 |
| 第4章 投資・財政計画..... | 9 |
| 1. 投資・財政計画..... | 9 |
| 2. 収益的収支について..... | 9 |
| 3. 資本的収支について..... | 9 |
| 第5章 今後の取り組み..... | 10 |
| 1. 長寿命化への対応..... | 10 |
| 2. 設備更新に対する準備..... | 10 |
| 3. 経営戦略の検証、更新..... | 10 |

第1章 経営戦略について

1. 経営戦略策定の趣旨

富士川町は、上水道や下水道、病院といった事業を経営しております。日々、業務の効率化や経営コストの削減に努めておりますが、人口の減少や施設の老朽化への対応等、経営環境は年々厳しさを増しているのが現状です。

こうした中、総務省より平成26年8月29日付けにて「公営企業の経営にあたっての留意事項」（自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）（以下、「総務省通知」という。）が通知されました。総務省通知では、個々の事業ごとに将来にわたり事業を安定的に継続するため、中期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが求められております。

富士川町では、事業ごとに総務省通知に準拠した「経営戦略」を策定していくことを予定しており、その一環として箱原地区農業集落排水事業（以下、「当該事業」という。）について経営戦略を策定いたします。

2. 経営戦略の概要

| | | |
|--------|---|--------------------|
| 事業名 | : | 箱原地区農業集落排水事業 |
| 策定日 | : | 平成29年3月 |
| 計画対象期間 | : | 平成29年度～平成38年度 10年間 |

第2章 箱原地区農業集落排水事業の現状と課題

1. 事業の現状

（1）事業概要

箱原地区農業集落排水施設（以下、「当該施設」という。）は、旧鯉沢町が「農村総合整備モデル事業」（農村の生活環境と農業生産基盤の整備を同時に行う目的で発足させた農林水産省が実施する事業）として認定を受け、平成4年～平成7年にわたり農林水産省の補助金の交付を受け整備した施設です。箱原地区の生活排水を地中に埋設された下水道管を通して国道52号脇の敷地に設置した箱原浄化センターに集約し、浄化处理した後、富士川に排水するものであります。

現在は、富士川町上下水道課が管理運営を行っており、周辺の清掃等の一部の業務については、富士川町箱原地区集落排水施設管理組合と協力して実施しています。

当該事業の概要

| 項 目 | 内 容 | |
|--------|-------------------------------|------------|
| 施設名 | 箱原浄化センター | |
| 所在地 | 山梨県南巨摩郡富士川町箱原地内 | |
| 整備事業年度 | 平成4年度～平成7年度 | |
| 総事業費 | 総事業費 | 490,243 千円 |
| 財源 | 国庫補助金 | 206,545 千円 |
| | 地方債 | 188,200 千円 |
| | その他 | 95,498 千円 |
| 工事内容 | 汚水処理施設 | 1 箇所 |
| | 管路延長 | 2,196m |
| | 中継ポンプ施設 | 1 箇所 |
| 供用開始 | 平成8年4月 | |
| 処理方式 | 沈殿分離槽前置接触ばっ気方式 | |
| 処理対象人口 | 170 人（供用開始時） | |
| 計画汚水量 | 45.9 m ³ /日（供用開始時） | |
| 放流処理水質 | BOD | 20 mg/ℓ |
| | SS | 50 mg/ℓ |



箱原浄化センター



箱原浄化センター内 ブロー室



箱原浄化センターからの処理対象地域



中継ポンプ設備

(2) 事業対象地域の概要

事業対象地域は、富士川町箱原地区全域です。供用開始時の計画人口は 170 人でしたが、毎年人口は減少しつづけ、平成 28 年 11 月末時点では、69 人が利用（処理）しています。

使用料は、富士川町農業集落排水施設条例に基づき、世帯ごとに毎月定額料金を徴収しております。1 世帯当たりの最低料金は、3,400 円（消費税別）となっており、排水量による増減はありません。

平成 28 年 3 月末時点の区域の概要

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|--|
| 処理区域内面積 | 20ha |
| 処理区域内人口 | 70 人 |
| 処理区域内人口密度 | 3.5 人 |
| 世帯数 | 35 世帯 |
| 使用料 | 基本料金（1 世帯につき） 3,000 円 世帯員割（1 名につき） 400 円 別途、消費税を加算 |

事業対象地域図



(3) 経営分析

① 経営比較分析表による分析

経営比較分析表（平成 27 年度）を別紙 1 として添付しています。経営比較分析表は、総務省が公表している経営分析資料であり、経年比較や他の自治体が運営する類似事業との比較を行うことができる資料です。

・ 経費回収率（%）（料金収入／汚水処理費×100）

総務省分析では、汚水処理費は料金収入で回収すべき経費とされており、経費回収率は 100%以上であることを求められています。当該事業では、平成 24 年度と比較して平成 25 年度 78.85%、平成 26 年度 91.25%、平成 27 年度 73.88%と経費回収率が改善しています。これは、平成 24 年度で比較的規模の大きな工事請負での改修が終了し汚水処理費が減少したためです。いずれの年度も 100%に届かないものの各年度の類似団体の平均数値を上回っております。

・ 汚水処理原価（円）（汚水処理費／年間有収水量）

汚水処理原価とは、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要する費用を示します。総務省から提示されている数値基準はありませんが、平成 25 年度 255 円、平成 26 年度 227 円、平成 27 年度 278 円と類似団体の平均値を下回っており、少ない費用で汚水を処理しているとい

えます。

- ・施設利用率（％）（晴天時 1 日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100）

施設が 1 日に対応可能な処理能力に対する 1 日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や規模の適切性を判断する指標となります。平成 27 年度は、当該施設の処理能力 46 m³/日に対して 1 日平均処理水量は 26 m³/日であり、56.52%となりました。類似団体の平均値 52.31%を上回っており、施設の利用状況は類似団体と比較して良好といえます。

- ・水洗化率（％）（現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口×100）

当該事業の対象地区のほぼすべての世帯が水洗便所を設置しており、類似団体の平均値を上回っております。

②決算書による分析

平成 23 年度から平成 27 年度までの過去 5 年間の決算書の経年比較分析について別紙 2 を添付しております。

- ・収益的収支について

収益的収入は、料金収入と一般会計からの繰入金となります。過去 5 年間では、毎年約 36～35 世帯、83 人～70 人が施設を利用し、世帯当たりの平均月単価は、4,150 円となっています。世帯員数は毎年減少しており、これに比例して料金収入は、減少傾向にあります。

一般会計からの繰入金は、総務省の公営企業への繰出基準に基づく基準内繰入額を計上しています。基準内繰入額は、資本費のうち料金収入では賄いきれない部分について一般会計からの繰入を行うもので、交付税等において考慮されるものです。当該事業においては、企業債の償還元本額と支払利息が該当し、概ねこれに対応する額を一般会計からの繰入金として計上しています。

収益的支出は、営業費用と支払利息となります。営業費用は、施設の維持管理にかかる光熱水費、保守点検や管渠清掃の業務委託費等です。修繕工事を除く維持管理費は、毎年固定的に発生しますが、平成 26 年度を除く各年度で修繕工事を行っており、営業費用額は増減しています。当該事業にかかる職員給与費は計上していませんが、事務処理等にかかる職員の職員給与費を考慮すると実質的な維持管理費は、増加してくるものと想定されます。

支払利息は、企業債に係る利息の支払額です。企業債元本の減少に伴い、毎年の支払利息額は、減少しております。

収益的収支は、毎年収入超過（黒字）となっていますが、一般会計からの繰入金に企業債の償還元本にあてる金額が含まれているためです。一般会計からの繰入金を控除すると料金収入が営業費用を下回る支出超過（赤字）になっており、料金収入だけでは施設を維持管理ができない状態（経費回収率 100%未満）です。

・資本的収支について

資本的収入の他会計補助金は、一般会計からの補助金です。収益的収支と資本的支出を合算した支出超過額（赤字）を基準外の繰出金として計上しています。

資本的支出は、地方債の償還金です。平成 28 年度末時点で 12 本の企業債が償還中であり、元本残高は、約 64,740 千円、借入利率 1.45%～4.75%です。ほとんどが施設設置時に発行した企業債であり平成 32 年度から平成 37 年度にかけて償還が終了していきます。

資本的収支は毎年、支出超過（赤字）となっていますが、収益的収支と合わせた収支再差引では、平成 27 年度を除き収入超過（黒字）となっており、平成 27 年度末での繰越金は、2,440 千円となります。

この他、緊急的な事態に備えるため毎年 1 千円を基金として拠出しており、平成 27 年度末の基金残高は 547 千円となっております。

2. 事業の課題

箱原地区では高齢化、人口減少が進んでおり、将来的に料金収入が減少していくと予想されます。反面、営業費用は、光熱水費や保守点検といった維持管理と経常的な修繕費が固定的に発生する見込みであり、一般会計の負担額は、増加していく見込みです。

また当該施設は、供用開始から 20 年以上が経過しており、施設の老朽化に対応するための設備の更新や大規模な修繕の発生が予想されますが、財源は一般会計からの繰入金となる可能性が高く、財源を確保できるかが課題となっております。

中長期的には、世帯数、世帯員数の減少が予想される状況で、当該事業そのものの存続の可否が課題となっています。当該設備の更新や大規模修繕を行うのか、他の排水方法への切り替えを行っていくのか、現在の受益者の住環境に配慮しつつ、経済合理性のある方針を検討する必要があります。

第 3 章 経営の基本方針

富士川町は、人口の密集度や地形といった地域の特性を踏まえつつ、安全、快適で利便性の高い住環境づくりを進めています。当該施設は、相当数の受益者が存在し、同地区の農地は一部休耕地があるものの耕作地として利用されていることから、予定していた事業目的を果たしております。計画期間にわたり、当該事業を継続していく方針です。

但し、大規模な修繕の発生や災害等により、維持管理に多額の支出が発生する局面においては、受益者数の動向、周辺の農地の利用状況や公共下水道を使用している町民との公平性を勘案したうえで、当該事業の継続の可否を検討する方針です。

第4章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画

投資・財政計画は、別紙3として添付しています。

2. 収益的収支について

料金収入は、世帯数及び世帯員数の見込みに、料金単価を乗じることで算出しております。

富士川町の平成24年度から平成27年度の4年間の人口増加率の平均は、98.6%であり、箱原地区において同様の割合で世帯員数が減少していくと想定しています。世帯数については、世帯員数の減少と高齢化を勘案し、5年おきに1世帯が減少していくと想定しております。

現在の料金単価は、富士川町の平均的な世帯が負担する公共下水道の料金単価と比較して高い水準となっており、平成29年度以降に予定されている公共下水道の料金引き上げ後の単価と比較しても高い水準となっていることから、計画期間にわたり料金単価は据置としています。その結果、料金収入は、世帯数及び世帯員数の減少と比例してゆるやかに減少していく計画としています。

一般会計からの繰入金は、企業債元本償還額と支払利息額の全額を基準内繰入金として計上しています。平成37年度でおおむね企業債償還が終了するため、繰入額が急減していく計画です。

平成29年度に営業外収益のその他として長寿命化に対応するための調査費に対する補助金を計上しています。調査費用は、全額が営業費用に含まれており収益的収支への影響はありません。

営業費用は、施設を稼働させるために必要最低限の光熱水費や保守点検業務委託費に加え、経常的に発生する修繕に対応するための支出を毎年450千円計上しています。これまでコスト削減を進めてきた結果、現在の施設の稼働環境を維持するためには、大幅なコスト削減は難しいこと、また、排水量の増減による費用への影響はほとんどないため、平成29年度の予算額と同等の金額が平成30年度以降も発生すると見込んでおります。

支払利息は、企業債の償還スケジュールに基づき計上しております。

以上により、収益的収支は、平成36年度までは、収入超過（黒字）となる予定です。平成37年度以降は、大部分の企業債の償還が終了し一般会計からの繰入金も同様に減少します。その結果、収益的収支は、支出超過（赤字）となる予定ですが、資本的収支の収入超過（黒字）と合わせると収支差引は1千円の収入超過（黒字）となる予定です。

3. 資本的収支について

資本的収入は、収益的収支から資本的支出及び基金への積立支出1千円を控除した不足額を計上しております。

資本的支出は、企業債の元本償還スケジュールに基づき、償還額を計上しております。大

規模な修繕を実施する場合は、支出額を計上することになりますが、特定の期間及び合理的な金額を見込むことが、困難であることから計上しておりません。新規の企業債についても同様に計上しておりません。

以上により、資本的収支は、平成 36 年度までは、支出超過（赤字）となり、それ以後は収入超過（黒字）となる見込みです。

計画期間を通して、収益的収支と資本的収支の収支差引は 1 千円の収入超過（黒字）となり、毎年 1 千円の基金積立を実施した結果、収支が均衡する計画です。

計画期間である 10 年間に基準内繰出金 75,858 千円、基準外繰出金 8,619 千円、合計 84,477 千円の一般会計からの繰入金が発生する計画です。

第 5 章 今後の取り組み

1. 長寿命化への対応

平成 28 年度と平成 29 年度にかけて当該施設の長寿命化を図るための調査を実施しています。経営戦略策定時において調査が継続中であることから投資・財政計画に経常的な修繕費以外の支出を計上しておりませんが、今後、調査結果を踏まえ必要な対策を検討します。

2. 設備更新に対する準備

本計画の計画期間においては、経常的な保守管理を行うことで、当該事業を継続していくことができる見込みですが、次の 10 年においては、設備の更新が必要となる可能性が高くなります。箱原地区は山あいの地区であることから世帯数、世帯員数は、想定より早いペースで減少していく可能性があり、設備更新の支出よりも合併浄化槽といった個別浄化槽の設置の方が、経済効率性が高いことも考えられます。

こうした状況に備えるため本計画期間において、設備更新に係る支出額や当該事業の廃止にかかる追加的な費用負担、個別浄化層方式による維持管理費用等、抜本的な対策について検討を行っていきます。

3. 経営戦略の検証、更新

当該事業は、小規模であり事業内容は複雑ではないため計画期間の中間期間である 5 年をめぐりに経営戦略の検証を行う予定です。

現在実施している長寿命化に対応する調査の結果、追加的な投資や修繕が必要になった場合や突発的な大規模修繕や世帯数、世帯員数の急激な減少といった想定外の事象が発生した場合には、適宜経営戦略の見直しを実施する予定です。